

出展規約

- 出展審査** ▶ 主催者は出展審査を行い、出展者を決定いたします。
- 展示小間の転貸売買等の禁止** ▶ 出展者は、主催者の承諾無しに小間契約や小間位置を転貸、売買、譲渡、交換することは出来ません。
- 出展料金の支払い** ▶ 出展申込書に基づき、請求書を発行いたします。請求書記載の期日までに、出展料金を指定銀行口座にお振込みください。
- 出展申込書の取消** ▶ 出展申込後、契約小間数の一部または全部を取り消す場合は、出展料金入金後に取消・解約の申し出があっても、出展料金の払い戻しはいたしません。
- 出展の拒否** ▶ 以下に該当すると主催者が判断した場合は、出展をお断りいたします。
- 別途定める出展規則並びに出展者マニュアル等に記された規則に反した場合。・展示品が本展示商談会に不適切、あるいは社会正義に反するものである場合。
 - 出展内容が開催趣旨にそぐわない場合。
 - 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力をいいます。)である場合又は反社会的勢力等に関与している場合。
- 展示物の搬入・搬出と撤去** ▶ 搬入・搬出及び撤去は、決められた期間内で完了してください。決められた期日迄に撤去されない展示物・廃材等は、出展者の費用・危険負担で主催者が撤去いたします。開催期間中は、展示物の保護・警備及び安全確認のため、搬入・搬出、撤去を禁止いたします。止むを得ず行う場合は、主催者承認のもとで行ってください。
- 損害責任** ▶ 出展者並びにその代理者が、展示商談会場の設備、他出展者の装飾、そして来場者等の人身に損害を与えた場合、補償は出展者並びにその代理者自身の責任となります。主催者および運営事務局は、直接的にも間接的にも出展者が被る交通機関の遅延、自然災害や社会不安等による損害、会場での商談内容及び結果、出展者が提供する飲食物による中毒、送付物の紛失等の責任を負いません。
- 展示商談会の延期・中止** ▶ 天災・人災等の災害や、不可抗力により展示商談会の開催が困難と判断された場合、主催者は展示商談会の延期・中止を決定いたします。中止の場合、出展料金は、出展者に返却いたします。その他に生じた費用・損害等については、主催者は補償いたしかねます。
- 規則の追加・修正** ▶ 主催者は、展示商談会を円滑に行うため、規則等の追加・修正を行うことがあります。
- 留意事項** ▶ ご記入いただいた情報については、運営を円滑に行うため、ホームページへの掲載、出展者および来場者向け案内、開催結果報告書に使用いたしますので予めご了承ください。出展申込情報(今回登録情報および履歴情報)は株式会社栃木銀行および共催・協力団体における出展申込者への商品・サービスのご案内並びに共同で行うサービス業務のために提供されます。
- 本会場においては、主催者により、写真又はビデオ撮影が行われることがあります。この写真又はビデオデータについては、主催者にその著作権が帰属し、主催者により結果報告書、アンケート又は次回開催案内送付等に関わる運営活動の資料として使用されることがあります。

※上記出展規約の内容は状況により変更になる場合があります。詳細はお問い合わせください。